

令和7年度 生徒心得（中学部）

第1 校内生活・風紀

- (1) 礼儀正しく、挨拶をする。
- (2) 所持品には、氏名を明記する。多額の金銭、危険なもの、不要なものを持ってこない。
- (3) 公共物を破損した場合には、その旨届け出て、なお弁償の義務を負う。
- (4) 登校後は校外に出ない。事情がある場合には、担任の許可を得る。
- (5) 社会のルールやマナーを守る。
- (6) 夜間の外出は、保護者と行動する。事情がある場合は、保護者の許可を得る。
- (7) スマートフォン・携帯電話は原則として持ってこない。ただし、電車通学などで家庭との連絡が必要な場合は、担任を経て手続きをとり、学校長の許可を得る。登校後から下校前までは、職員室での管理とする。

第2 服装・身だしなみ

- (1) 制服を着用する。

〔男子〕

- ・冬季は、学生服・黒ズボンを着用する。
- ・学生服を脱ぐ場合には、白カッターシャツを着用する。
- ・夏季は、白カッターシャツ（半袖、長袖）・黒ズボンを着用する。
- ・白カッターシャツの下には、白のTシャツなどを着用する。

〔女子〕

- ・冬季は、紺のセーラー服、紺のひだスカートを着用する。
- ・夏季は、白のセーラー服（半袖、長袖）、紺のひだスカートを着用する。
- ・セーラー服は、エンジ三本線・胸当てなし、ネクタイは規定のものであること。
- ・セーラー服の下には、派手でないものを着用する。



- (2) 校章及び学年章を付ける。

〔男子〕

校章は右、学年章は左につける。夏季は、黒台布にとめて白カッターシャツにつける。

〔女子〕

校章は右、学年章は左につける。黒台布にとめてセーラー服につける。



- (3) 運動靴・靴下・ストッキングは、派手でないものを着用する。

- (4) 上着・手袋・マフラーの着用は、登下校時のみとする。事情がある場合には、教師の許可を得る。

- (5) 頭髪は、学習活動に支障のない髪型にする。パーマ、毛染め、脱色をしない。

- (6) ピアス・色付リップクリーム・マニキュアをしない。

第3 通学

- (1) 登下校は、交通ルールを守り、身の安全を守る。
- (2) 通学途中は、寄り道をしない。事情がある場合は、保護者の許可を得る。
- (3) 新たに自主通学する場合、または通学経路・通学方法に変更がある場合は、担任に申し出て学校長の許可を得る。

第4 諸届

- (1) 欠席、忌引などは、保護者から担任に届け出る。
- (2) スクールバスの乗車変更は、本人または保護者からバス介助職員に連絡を入れる。